

平成30年1月11日（施行）

## 若桜町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

若桜町農業委員会  
会長 浅井 裕

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須項目として、明確に位置づけられた。

本町は、町面積の約95%を山林原野が占める山間地域である。そのため、山間部から新たな遊休農地及び耕作放棄地の発生が懸念されており、これらの発生防止・解消に努めていく一方、平地では稲、えごまを中心に耕作されていることから、担い手への農地利用の集積・集約、将来を見通した担い手の育成等の方策を展開していく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、農地利用の最適化が進んでいくよう、若桜町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、その際には今後の農業の在り方について地域で話し合いを進めることが重要であり、人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる事業による作成プラン）の成熟化を図り、担い手となる農地所有適格法人等の育成とそれらへの農地の集積、集団化を進める機運の醸成を図っていくものとする。

この指針は、農業委員及び推進委員の改選時期に合わせ、3年ごとに検証・見直し、「若桜町農業経営基盤強化促進に関する基本構想」等、町の主要な農業指針との整合を図りながら改訂を行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

##### （1）遊休農地の解消目標

管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査（農地法第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査をいう。以下同じ。）により把握した遊休農地（同法第32条第1項第1号にいう農地）の合計面積とする。解消目標とする遊休農地面積は、利用状況調査遊休農地に低利用農地（同第2号にいう農地）を加えた面積として定める。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年11月)	393.2ha	65.4ha	16.6%
3年後の目標 (平成32年11月)	390.2ha	59.4ha	15.2%

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な取り組み方法

### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員及び推進委員は農業委員会定例会で、利用状況調査と利用意向調査（農地法第32条第1項の規定による利用の意向についての調査をいう。以下同じ。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適時実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(全国農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化に努める。

### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

### ③非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用が困難な農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

### ④中山間地域における推進

中山間地域では、地域の特性に合った農作物の生産拡大を図りながら遊休農地の再生を進める。

## 2. 担い手への農地利用集積について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

管内の農地面積は、耕地面積及び作付面積統計における耕地面積とし、担い手への農地利用集積面積は、「担い手及びその農地利用の実態に関する調査の実施について」（平成26年9月24日付26経営第1650号農林水産省経営局長通知）に基づく調査結果とする。

	管内の農地面積 (A)	管内の農地集積面積 (B)	農地利用集積率 (B/A)
現 状 (平成29年11月)	339ha	31ha	9.1%
3年後の目標 (平成32年11月)	336ha	46ha	13.7%

## (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的取り組み方法

### ①「人・農地プラン」の作成・見直しについて

人・農地プランによる協議を行う。農業委員会として、地域ごとに農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに積極的に関与する。

### ②農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は町、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家の農地、利用権の設定期間が満了または既にしている農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成見直しに関与し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

### ③農地の利用調整と利用権設定等について

管内の地域の農地利用状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域では、各種基盤整備事業を活用した土地基盤の改良や、集落営農の法人化、各種研修制度を活用したオペレーターの育成・確保を推進する等、地域に応じた取り組みを推進する。

### ④農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進目標は、新規参入者を、農地の権利移動を伴う新規参入の経営体数（個人・法人）として定める。毎年度1経営体の（個人又は法人）の参入を目標とし、新規参入者取得面積は1経営体あたり0.2haを目標とする。

## (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

### ①関係機関との連携について

町、鳥取県、県立農業大学校、農地中間管理機構、農協等が連携し、管内の農地の借り入れ意向のある農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。また、新規参入意向がある人がいれば、関係機関と連携し、積極的に支援する。

### ②新規就農の促進に関する情報収集・発信について

新規就農の促進に関するイベント等の情報収集に努めるとともに、新規参入促進のための情報発信を行い、新規就農の実現に繋げる。

### ③企業参入の促進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構や農地利用集積団滑団体（農協等）を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

### ④農業委員会のフォローアップ活動について

若桜町の別段面積は、遊休農地解消や新規就農の促進のため一律20アールと定めてあるので、小規模な新規農業者の積極的な参入を図る。

農業委員及び推進委員は、地域の新規参入あるいは参入して数年の農業者や法人を一度は必ず訪問して、経営の状況や農地に関する要望等の情報収集とその情報に基づいたサポートを行う。

### ⑤地域おこし協力隊員の就農支援

若桜町内に就農を希望する地域おこし協力隊を支援し、就農及び定住に繋げる。